

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から46年12月まで

私は昭和42年9月に会社を退職後すぐに国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所支所で定期的に納付していた。私の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、国民年金から厚生年金保険への切替時の1か月間を除いて国民年金保険料を未納無く納付している。また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫の保険料は、申立期間を含めて納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等を鮮明に記憶しており、その供述に不合理な点はない。

加えて、申立人の昭和46年度の納付記録については、申立期間の一部である昭和46年4月から同年12月までが未納とされている一方、47年1月から同年3月までは納付済みとされており、年度内に一部未納があった場合に保存されるべき特殊台帳が保存されていないことから、少なくとも当該年度はすべて納付済みであったと考えられ、そのほか申立人がその夫の国民年金保険料と一緒に申立期間中の自分の保険料を納付していたことを否定する周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年6月まで
② 昭和38年4月から40年9月まで
③ 昭和41年12月から43年3月まで

昭和36年12月から37年6月までの期間及び38年4月から40年9月までの期間の国民年金保険料が共済組合等に参加していたことにより還付されているとのことであるが、還付金を受け取った覚えが無い。

また、昭和41年12月から43年3月までの期間の国民年金保険料は、妻の保険料とともに妻か私が納税会の集金で納めていた。申立期間③が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳到達まで申立期間③を除いて未納無く国民年金保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の妻は、昭和41年4月以降申立期間③を含めて60歳到達まで保険料をすべて納付しており、さらに、申立人に申立期間当時の保険料を納付できない経済的事情も無いため、この間のみ申立人が未納となっているのは不自然である。

加えて、昭和43年11月に申立期間①及び②の保険料が還付された記録があり、その時点で仮に申立期間③の保険料が未納であれば、還付金から充当することとなるが、充当することなく全額還付されており、保険料が未納となっている期間は無かったと推認される。

一方、申立人は、申立期間①及び②の還付金を受領した記憶が無いと述べて

いるが、社会保険事務所の特殊台帳に還付対象期間、還付金額、資格得喪年月日等が記載されており、これら記載内容に不合理な点は無く、そのほか申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から45年3月まで

私は昭和40年4月に結婚し、約5年間国民年金に未加入であったが、義父が知人であった市役所支所の職員から私が国民年金に未加入で今なら未納分の保険料を納付できると聞き、同職員に相談しながら、私の国民年金への加入手続を行って未納分の保険料を分割して納付してくれた。私が義父から直接聞いた話であり私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続と保険料の納付をしたとされる申立人の義父は、昭和45年1月に5年年金に加入しており、また、申立人の夫及び義母は制度発足当初から国民年金加入期間中の保険料を納付済みで、これも義父が納付していたとされており、申立人の義父の保険料納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の義父が市役所支所にいた知人の説明を受け、申立人の国民年金加入手続と保険料の納付をしてくれたとする時期は、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によれば、昭和45年10月ごろと推認され、このころは第1回特例納付が実施されており、当時、義父の知人が市役所支所に在職していたことも確認できるなど申立人の主張に不自然な点はない。

加えて、申立人の国民年金加入手続と保険料の納付をしたとの申立人の義父の話については、申立人の夫もはっきり記憶していると供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から平成元年12月まで
平成4年ごろ一人で自宅に来た市職員に勧められて、国民年金保険料として数回で140万円ぐらいを渡したはずなのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、「平成4年ごろ自宅に来た市職員に国民年金保険料として現金を渡した。」と述べているが、納付したとする金額は申立期間当時の国民年金保険料とかけ離れており、領収書も受け取っていないなど不自然である。

さらに、申立人が住んでいた市では、当時の戸別訪問による納付勧奨について、①現金で保険料を領収した場合は必ず領収書を発行していた、②過年度保険料を現金で領収することは無かった、③二人一組で戸別訪問を行っていた等としており、申立人が主張する当時の戸別訪問の状況と相違している。

加えて、申立期間については、さかのぼって保険料を納付したとする平成4年ごろには既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付したとする4年の保険料が現年度納付でなく、過年度納付されていることも不自然であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 21 日から同年 10 月 21 日まで

私は、昭和 43 年 5 月から 46 年 10 月 20 日まで A 事業所（現在は、B 社。）に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が 46 年 4 月 21 日となっている。同事業所に一緒に勤務していた兄と事業をするために同時に退職したにもかかわらず、兄の資格喪失日より私の喪失日の方が早くなっていることは納得できない。申立期間については厚生年金保険料が控除されていたはずであり厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に勤務していたとする B 社には、申立期間当時の人事記録等が残っていない上、事業者団体が保管する申立人に係る従事員登録台帳によると、申立人は昭和 46 年 2 月に A 事業所を退社したことが記録されていることから、申立期間について、申立人の同事業所における勤務実態は確認できない。

また、B 社の現在の事業主は、申立人の厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていないとしており、同僚に聴取しても申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料の控除があったということを裏付ける供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人及びその兄に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、毎年 8 月 1 日現在に在籍する被保険者について見直される標準報酬月額額の定時決定（当時）等に関する記録を検証すると、申立人については昭和 46 年度の定時決定の記録が無い一方、申立人の兄については同年度の定時決定の記録があることから、事業主は、46 年 8 月 1 日現在において申立人は既に資格喪失していたため、健康保険厚生年金保険月額算定基礎届に申立人の氏名や標準報酬月額等を記載せ

ず、申立人の兄については同届に記載し社会保険事務所に提出した後、46年9月27日付けで資格喪失届が提出されたことがうかがわれ、社会保険事務所における一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 20 日から 48 年 3 月 1 日まで

私は、A事業所に勤務しながら、B事業所（昭和 42 年にC社となり、58 年に解散。）にも勤務していたことがあり、申立期間は2以上事業所勤務の被保険者として届出を行い、厚生年金保険料も2事業所から控除されていたはずであるにも関わらず、当該期間についてはA事業所においてのみ被保険者期間として記録されている。

申立期間は2以上事業所勤務の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の事業主の供述等により、申立人は、A事業所に勤務していた時期にB事業所においても勤務していたと推認される。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 36 年 9 月 1 日から 48 年 2 月 28 日まではA事業所、48 年 3 月 1 日から 55 年 6 月 16 日まではC社B事業所の被保険者となっており、C社は 58 年に解散し、当時の人事記録等は残っていないことから、申立人が申し立てている2以上事業所勤務の状態であったとする期間及び雇用形態を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者証番号払出簿を確認したところ、申立人はB事業所において昭和 39 年 8 月 20 日付けで資格を取得した記録が確認でき、同年 9 月には事業主によりその資格を取り消す旨の届出があったことを示す記録があるものの、社会保険事務所における一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間当時の勤務場所はB事業所であったが、給料は同事業所と同じ事業主が経営していたD事業所からもらってい

た。」とも述べていることから、社会保険事務所に保管するD事業所に係る被保険者原票を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており、申立人が同事業所の被保険者として資格を取得する届が提出された形跡はうかがえない。

加えて、事業主及び当時の関与先と思われる会計事務所に聴取しても申立てどおりの届出又は保険料控除があったことが推認できる資料や周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人自身及びC社の事業主の供述により、申立人はB事業所及びD事業所において、申立期間当時、経理や社会保険事務の中心的役割を担っていた人物であったと認められることから、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第109号）第1条第1項但書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 4 日から 39 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 10 月から 48 年 4 月末まで、A 事業所（現在は、B 事業所。）に職員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が平成 12 年に作成した創立 50 周年記念誌に、申立人の在職期間が「昭和 38 年 10 月 4 日から 48 年 4 月 30 日」と記載されていることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が A 事業所に採用された日の前後各 2 年間に、同事業所に採用され厚生年金保険に加入した同僚 5 人のうち、申立人と同様に採用から加入日までに数か月の未加入期間がある者が 4 名おり、申立人と同年に採用された同僚 1 名には、申立人と同じ 6 か月の未加入期間がある。一方、未加入期間のない 1 名については、他の事業所からの継続勤務で、A 事業所に採用前から既に C 事業所（A 事業所の関連事業所）の厚生年金保険被保険者として加入していた（当時、D 市内の関連事業所の職員については、各事業所からの届出に基づき C 事業所が同事業所の厚生年金保険被保険者として、加入手続きを行っていた。）ものであることから、A 事業所では、当時、採用する職員の経歴により、厚生年金保険に直ちに加入させていなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者証番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことなど、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保

険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 53 年 12 月 21 日まで

私は、昭和 51 年 3 月から平成 11 年 8 月まで、医療法人社団 A 会 B 病院に常勤医師として勤務したが、申立期間について厚生年金保険に未加入となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の医療法人社団 A 会 B 病院における勤務実態について、当時の病院長等は、「申立人は、申立期間当時に同病院に勤務していた。」旨の供述をしていることから、申立人が申立期間に、同病院に勤務していたことが推認できる。

しかし、当時の病院長及び事務長は、「申立人は、採用後に健康上の不安が見られたため、試用期間を長期にして、厚生年金保険の資格取得届の提出を遅らせた。」旨を供述している。

また、医療法人社団 A 会に保存されている厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における申立人の資格取得日と、社会保険事務所における申立人の同法人での資格取得日の記録が一致している上、同法人における申立人の雇用保険の加入記録についても、厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日になっている。

さらに、社会保険事務所が保管する医療法人社団 A 会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したところ、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番はなく、申立人の氏名の記載もないことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。